

豊臣秀頼発給文書の研究(1)

福田千鶴

はじめに

本研究の目的は、日本近世政治史上の重要なエポックである慶長・元和期の諸事象の実証的研究をすすめることである。その際、従来の「徳川將軍権力の創出」といった視点で描かれてきた徳川氏を中心とする政治史に対して、徳川政権の前提を担う豊臣政権が担っていた公儀がどのように徳川政権へと吸収され、変質されつつも、先行する豊臣公儀権力が徳川政権の枠組みを規定したのかという視点を保つことが重要である。したがって、本研究ではとくに豊臣秀頼を中心とした勢力の動向を実証的に明らかにすることを研究課題とする。具体的作業としては、豊臣秀頼発給文書を悉皆的に収集し、分析する。

豊臣秀頼は、文禄二年(一五九三)八月三日に大坂城に生まれた。父は豊臣秀吉、母は浅井茶々である。慶長三年

(二五九八)八月十八日に父秀吉が伏見城に没したため、翌四年正月十日に伏見城から大坂城に移った。そののちは、同二年五月七日に大坂夏の陣で死去するまで、同城で過ごした^①。

秀吉死後の秀頼の政治的立場については、朝尾直弘氏が「新しい権威の頂点が秀頼にある」と位置づけて以来、公儀の形成過程を論じるなかで言及されてきた。とくに笠谷和比古氏は慶長期の国制を「二重公儀体制」として理解すべきことを提唱し、当該期の政治構造が徳川氏の「將軍型公儀」と豊臣氏の「関白型公儀」という「二つの公儀が併立」していたという見解を示された^③。

しかしながら、近年の藤井讓治氏の研究によれば、公儀の中心に位置していたのは天下人であり、將軍ではなかったことが明らかとなりつつある^④。それゆえ、將軍型・関白型という概念化は、慶長期の潜在的な政治的権威の有り方を説明するための作業仮説としては魅力的だが、当該期の政治権力の実相から導き出されたものとは認めがたい。

これに関して、豊臣秀頼発給文書を分析した森田恭二氏は、笠谷氏の提唱する「二重公儀体制」は権威としては存在するが、「それ(秀頼の発給文書―筆者補)が公儀の裁許権として機能した事蹟は皆無といわざるをえない」と指摘し、権威的な側面での「二重公儀体制」の存在を容認しつつも、関白型公儀は実態がなかったと指摘している^⑤。

ただし、近年の曾根勇二氏や白峰旬氏の研究^⑤によれば、公儀運営における片桐且元ら秀頼衆の役割が具体的に明らかとなりつつある。秀頼の権威が関白型公儀かどうかを俎上に載せるかどうかはともかく、天下人を中核としながらも秀頼衆の存在^⑥を位置づけた公儀論を組み立てるところには、まだ大きな課題が残されているといえよう。

また、秀頼発給文書についても、森田氏が調査した点数は八二通であるが、三鬼清一郎氏の研究^⑦によれば一一二通の秀頼発給文書が確認されており、『豊臣秀吉文書目録』で九九通、『同』補遺^⑧で一三通、以下『三鬼目録』と総称)、筆者の追加調査ではさらに三鬼氏の研究に漏れた文書五六通(うち四九通は原文書)の所在を確認している。したがって、現段階での秀頼発給文書の総計は一六八通であり、今後、若干の増減はあると思われるが、森田氏はほぼ半数の秀頼発給文書によりながら結論を導きだしたところに検討の余地を残している。すなわち、秀頼発給文書の悉皆的調査がなされれば、森田氏が指摘する秀頼発給文書の「残存文書の少なさ」という評価も異なる様相を示すことが予想される。

加えて森田氏の研究は、「戦国期における印章・印判状に関する総合的研究」(課題番号12410081、二〇〇〇年度～二〇〇三年度科学研究費補助金、代表有光友學)の研究成果^⑨の一部であるから、その研究の主眼も印章・印判状の研究に置

かれていた。そのため、古文書学的な観点からの総合的な位置づけについても、十分な検討がなされたとはいえない状況にある。

以上から、本稿ではこれまで未見の豊臣秀頼発給文書を優先的に紹介し、古文書学的な分析を基本としつつ、秀頼発給文書の保管や文書認識の有り方などについての史料学な分析を加え、慶長期における豊臣秀頼の政治的立場についての見直しを図っていく。

I 豊臣秀頼発給内書の古文書学的特徴

まず、豊臣秀頼の発給文書の大半を占める贈答儀礼における返札状を取り上げる。本紙の料紙は大高檀紙を用い、文書形式は折紙、文書の折り方は八折(折紙を2↓2↓2と折る方法)で共通している。ただし、料紙に関しては左右・上下の大きさが1cm程度異なることがあるので、採寸者によって誤差が出ることは避けられない。筆者が採寸した際には、横寸法は中央、縦寸法は右側を採録することで統一することにした。したがって、便宜上、他の採寸者による寸法を掲示する場合には、その旨を記すことにしたい。

この点に関しては、蜂須賀家や伊達家の内書を分析した高橋修氏が、「料紙の面での使い分けは御内書ではなされていない

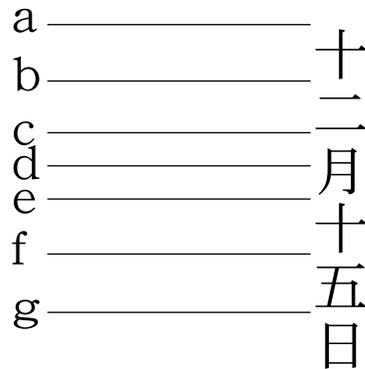
かった」と指摘しているが、筆者の採寸経験からも同様の感触を得ている。それゆえ、料紙の寸法については、参考程度の史料情報として利用することが適切であろう。

包紙に関しては、発給時には作成者によって奉書紙による包紙(懸紙)が付けられ、包紙上書には本紙と同じ宛所の名書きがあったとみられるが、現状は、後年に付け替えられた包紙や他の文書の包紙と入れ違いになったと思われるものなどがあり、発給時と異なる状態であることが少なくない。そこで、本稿では包紙については検討から除外し、本紙のみを分析の対象としていく。

秀頼の印文をもつ黒印は、日付の「日」にかかるように押されている。書止文言は「謹言」を用いたものが多いが、一部に「恐々謹言」を用いた文書があり、仮名消息の場合は「かしく」を用いている。もつとも薄札とされる「也」止めの文書は、今のところ確認できていない。この時期の徳川家康や徳川秀忠が発給した文書が「也」止めの内書の形式を整えていることに比較すれば、書止文言の点では秀頼は大名に対して丁寧な内書を発給していたといつてよいだろう。

「謹言」にはいくつかの書体がみられるが、これは書札礼における厚札・薄札との相関関係はみられず、右筆の書癖や嗜好によるものではないかと考えられる。よって、秀頼の書札礼の特徴は宛所の高さや「殿」の書体にあるとみなされるので、宛所

図1 宛所の高さ



紙の寸法(横・縦)、請求番号についてのデータを揭示する。

なお、通常、内書と称される文書は「也」止めであることが多い。その点では、秀頼発給文書が「謹言」などの書止文言をもつことから、これを内書ではなく書状とすべきではないか、という見解もある。しかし、各大家家では右のような特徴をもつ秀頼発給文書を「御内書」「内書」として保管していた点を見れば、無視すべきではない。また、將軍や天下人が発給した文書にも「謹言」「恐々謹言」を用いた内書は存在する。「謹言」という書止文言をもつ書状形式の文書であっても、発給者の社会的地位の高さより、受給者はそれを内書として大切に保管したのである。したがって、本稿では豊臣秀頼が発給した贈答儀札に関する書状形式の文書を内書と名称付与し、書判(花押)・朱

の高さはa～g(図1)、「殿」の書体は殿I～IV(図2)として区別した。出所ごとに作成した表には、発給日、秀頼の判の種類、目的、進物の内容、本文の行数、悦び文言、添状発給を担当する奉書、書止文言、宛名、殿の書体、宛所の高さ、料

図 2 殿の種類

殿 I	マ
殿 II	反
殿 III	紅
殿 IV	ま

印・黒印の区別を記すことにしたい。^①

市正可申候謹言

(慶長十七)

1. 国文学研究資料館所蔵蜂須賀家文書

五月十日(黒印)

蜂須賀阿波守とのへ

〔史料釈文〕①⑰は、所蔵機関で付与された整理枝番号を○

囲みで示した)

②九月六日付豊臣秀頼黒印内書(請求番号八九三一一)

①五月十日付豊臣秀頼黒印内書(請求番号八九三一一)

為見廻使者并

為重陽祝儀

鮎之酢五桶到来

呉服三到来
嘉例之儀令
祝着候猶片桐

令祝着候猶片桐

市正可申候謹言

九月六日 (黒印)

蜂須賀阿波守殿

③九月六日付豊臣秀頼黒印内書 (請求番号八九三―三)

為重陽之祝儀

呉服三到来

遠路令祝着候

猶片桐主膳正

可申候謹言

九月六日 (黒印)

蜂須賀阿波守殿

④九月六日付豊臣秀頼黒印内書 (請求番号八九三―四)

為重陽祝儀

呉服三到来

遠路懇意之

至令祝着候尚

片桐市正可申候

謹言

九月六日 (黒印)

蜂須賀阿波守殿

⑤九月十一日付豊臣秀頼黒印内書 (請求番号八九三―五)

其国初鵠二居

玆敷別而自愛

此事候并塩鮎

千到来令祝着候

猶片桐市正可

申候謹言

九月十一日 (黒印)

蜂須賀阿波守殿

⑥九月十八日付豊臣秀頼黒印内書 (請求番号八九三―六)

鵠二居到来当年

初候条別而自愛

此事候猶片桐市正

可申候謹言

九月十八日 (黒印)

蜂須賀阿波守殿

⑦九月二十五日付豊臣秀頼黒印内書 (請求番号八九三―七)

其国之初鷹

二居内十三尾
かくたいしろ

到来珍敷自愛

此事候猶片桐

主膳正可申候

謹言

(慶長十四力)

九月廿五日(黒印)

蜂須賀阿波守殿

⑧九月四日付豊臣秀頼黒印内書(請求番号八九三―八)

鶴二居到来

遙々懇志令

祝着候別而可

自愛候猶片桐

市正可申候謹言

九月四日(黒印)

蜂須賀阿波守殿

⑨五月二日付豊臣秀頼黒印内書(請求番号八九三―九)

為端午祝儀

帷子三到来令

祝着候猶片桐

市正可申候謹言

五月二日(黒印)

蜂須賀阿波守殿

⑩五月三日付豊臣秀頼黒印内書(請求番号八九三―一〇)

為端午祝儀

帷子三内单物

如嘉例到来令

祝着候猶片桐

市正可申候謹言

五月三日(黒印)

蜂須賀阿波守殿

⑪四月二十八日付豊臣秀頼黒印内書(請求番号八九三―一一)

為端午祝儀

帷子三到来

令祝着候猶片桐

市正可申候謹言

卯月廿八日(黒印)

蜂須賀阿波守殿

⑫四月二十五日付豊臣秀頼黒印内書(請求番号八九三―一二)

為端午祝儀

帷子一单物二

到来令祝着候

猶片桐市正

可申候謹言

四月廿五日 (黒印)

蜂須賀阿波守殿

⑬十二月十九日付豊臣秀頼黒印内書 (請求番号八九三一一三)

為歳暮之

祝儀呉服三

到来祝着候

猶片桐市正可

申候謹言

極月十九日 (黒印)

蜂須賀阿波守殿

⑭十二月十一日付豊臣秀頼黒印内書 (請求番号八九三一一四)

為歳暮祝儀

呉服三到来

令祝着候猶片桐

市正可申候謹言

極月十一日 (黒印)

蜂須賀阿波守殿

⑮十二月二十六日付豊臣秀頼黒印内書 (請求番号八九三一一五)

為歳暮祝儀

呉服三到来

令祝着候猶片桐

市正可申候謹言

十二月廿六日 (黒印)

蜂須賀阿波守殿

⑯二月一日付豊臣秀頼黒印内書 (請求番号八九三一一六)

其国当年初而

渡候鶴鉄炮二而

打之到来一入

令祝着候猶片桐

市正可申候謹言

二月朔日 (黒印)

蜂須賀阿波守殿

⑰三月十四日付豊臣秀頼黒印内書 (請求番号八九三一一七)

為改年之祝儀

如嘉例太刀一腰

馬代黄金十両并

蠟燭五百挺到来

令祝着候猶片桐

市正可申候謹言

三月十四日(黒印)

蜂須賀阿波守殿

〔解説〕

文書群の請求番号は27A。文書番号は八九三で、一七通が伝来する。これは、一つの文書群における伝来点数としては最多である。国立史料館(当時)で作成された『史料館所蔵史料目録』第4集(一九五五年)では、「公儀状 ○御内書」に分類されているが、「家光公御内書」の中に入れられている。すなわち、目録上では徳川家光の内書として分類され、豊臣秀頼発給文書として位置づけられていない。そうしたことから、これまでその存在があまり知られていなかったと考えられる。『三鬼目録』にも、この一七通は未収録である。

文書一七通を包んだ紙の上書には、「大坂より之御内書／三株合拾七通」とある。蜂須賀家で整理をした際に、「大坂一つまり豊臣秀頼から受給した内書は三株に分けられ、合計で一七通あったことがわかるが、三株の分け方については現状からうかがうことができない。というのも、史料を括ったとみられる紙縫りの付札が残されているが、「御鷹献上四通」(⑤)⑧、「端午御献上四通」(⑨)⑫、「歳暮三通」(⑬)⑮、「鉄炮の鶴二通」

(⑯・⑰)となっており、四株以上に分けて管理されていた形跡があるからである。この紙縫りによる括りが、いつの段階でなされたのかはわからない。

蜂須賀家では「御内書写」(請求番号14)という表題をもつ写本があり、それには家康・秀忠・家光の内書の写しに交じて、「以下九通此通之御印二而御座候」と書いて秀頼の黒印を模写した付箋を貼り、秀頼の内書九通(①③④⑤⑥⑦⑧⑯⑰)を写しとめている。この写本の作成者は、この九通の発給者が豊臣秀頼であることを認識していなかったようだが、それでも文書様式や内容などから「御内書」として理解していた点は重要だろう。

一七通の宛所はいずれも蜂須賀阿波守である。諱を至鎮とい、蜂須賀家政の長男として天正十四年(一五八六)生まれ。八歳より豊臣秀吉に仕え、はじめ長門守を称し、慶長五年(一六〇〇)に家政の隠居により家督を継いだ。慶長九年に従四位下阿波守に叙任し、元和六年(一六二〇)二月二十六日に徳島に没した(享年三十五)。慶長五年には、家康の養女氏(実は小笠原秀政の娘)を妻として迎えている。以上から、一七通は至鎮が阿波守に任じられた慶長九年から大坂冬の陣が生じる同十九年までの発給文書とみられる。

内容は、改年一通、端午四通、重陽三通、歳暮三通、初鷹(鶴)・初鶴献上五通、見廻の酢鮎献上一通の計一七通である。

いずれも無年号文書で、奉者は片桐市正且元が一五通、片桐主膳正貞隆が二通となっている。

ところで、蜂須賀家文書には、歴代藩主の発給書状の草案を写した記録が伝来している^⑧。

第一冊 (慶長十四年六月二十五日〜九月二十日)

第二冊 (慶長十四年九月二十四日〜十月二十三日)

第三冊 (慶長十五年八月二日〜十月十七日)

第四冊 (慶長十五年十月十五日〜慶長十六年二月九日)

第五冊 (慶長十七年十二月二十五日〜慶長十八年二月一日)

第六冊 (慶長十七年三月五日〜六月九日)

第七冊 (慶長十八年十月八日〜十二月九日)

一部に欠けた年次があるのは残念だが、この「草案」と照らし合わせることで判明した点について以下に述べる。

まず、「草案」の記事から、①の年次比定が可能となる。秀頼は慶長十七年二月末頃から「御咳気」が強くなった(『本光国師日記』。「草案」でも、慶長十七年三月五付で蜂須賀至鎮は片桐且元・同貞隆以下に書状を送り、秀頼の「御咳気」の様子を尋ねている。病気は五月上旬までには快復したらしく、五月四日付で至鎮は且元に次の書状を送っている。

尚々貴様へも鯨桶二進入候、御前始珍布御沙汰候ハ、可被仰聞候、以上、

態致啓上候、秀頼様御煩早々被成御本復誠以目出度奉存

候、貴様迄以使札得御意候、弥御機嫌宜御坐候哉、乍恐承度存候、随而鮎之鯨桶五致進上候、可然様御披露頼存候、猶期後音之時候、恐惶、

五月四日 御使十左衛門

片 市 様

書状本文では、秀頼の煩いが早々に本復したことを喜び、使者および「鮎之鯨桶五」を進上するので、秀頼への披露を依頼している。これへの返礼状を五月十日付で発給したとすれば内容的に符合するから、①は慶長十七年の発給と比定してよいだろう。

①の古文書学的特徴であるが、書札礼は宛所が「とのへ」(殿IV)という薄礼であり、高さもeと低く、一七通でもっとも薄礼の書札礼を用いている。①が慶長十七年五月の発給と確定すれば、殿Iや殿IIIを用いた②から⑩の文書は、その数から慶長十七年五月以前のものとは比定されることになり、秀頼の蜂須賀至鎮に対する書札礼は厚礼から薄礼へと変化したという経緯を読み取れることになる。

次に、「草案」慶長十四年の九月十五日付で片桐且元に宛てた書状には、初鷹二居の進上が記されている。

初鷹袍今到来候間二居進上仕候、可然様二御披露奉仰候、貴様へも令進入度候へとも、未致出来候条、頓而跡より可進候、

恐惶、

九月十五日

片市正様

要点は、初鷹二居を進上するので、秀頼にしかるべき披露を依頼する旨、および且元には鷹が出来次第に後送する旨である。鷹進上に対応する内書は⑤から⑧であるが、該当する可能性は⑦がもっとも高いだろう。⑤、⑥、⑧もいずれも鶴二居を送っているが、「初鷹」とあるのは⑦のみであることに加え、⑤と⑧は至鎮の書状発給日である九月十五日以前であるため該当しないし、⑥も十五日と十八日では近接しているため該当しにくいからである。

鶴 千 田 福

⑦の奉者は片桐主膳正（貞隆）であるが、「草案」慶長十四年十月三日付で且元と貞隆に送った書状は、次のようにある。

猶以先度鶴致進上候刻、以御取成御黒印頂戴忝奉存候、
以上、

雖遅候鶴二居致進覧候、当年者此辺二も稀二御坐候故、勝不
申候へとも先進入仕候、委曲此者可得御意候、恐惶、

十月三日

片市様

片主様 へ八鶴一居

右の宛所は「片市様」と「片主様」と二人が書かれているが、これは連名で一つの文書が発給されたのではなく、ほぼ同文の書状を二人に別個に送ったと考える必要がある。そのことは、

且元には文面通りに鶴二居を送り、貞隆には鶴一居を送ったため、数の異同を貞隆（「片主様」）の宛名の下に注記したところからわかる。猶々書を見ると、先度鶴を進上した折には、両者の取り成しで秀頼の「御黒印」を得られたことへの感謝が記されているので、⑦の奉者が片桐主膳正となっていることも齟齬しない。

さらにいえば、同年十月三日の同日付で大野治長・木村重成・津田左近・杉原掃部らの大坂方の各々に鶴一居を送った至鎮の書状には、次のようにある。

良久不得御意御床敷令存候、随而当国にて出来仕候鶴一居
令進入候、御自愛可為本望候、恐惶、

この文面には、片桐兄弟（且元・貞隆）宛の書状にみられた「御黒印」頂戴への謝辞はみられない。つまり、蜂須賀家から秀頼への贈答儀礼には、片桐兄弟のみが関わっていたことがわかる。

以上から、蜂須賀至鎮は秀頼への贈答の披露をする奏者を片桐且元に頼んだが、秀頼の意思を奉って黒印内書の添え状を発給する奉者は片桐貞隆が担当したため、至鎮は両者に「御黒印」が無事に頂戴できたことの礼を書状で述べた、ということになる。

⑦の書札礼は、殿上、高さdのタイプで、①より厚札である。これが慶長十四年九月の発給と比定されれば、それよりさらに

薄礼化が進む⑧と⑫は慶長十五年、同十六年のいずれかのものである可能性が高くなるかもしれない。

なお、「草案」では次のような秀頼への進物が確認できる。

猶以貴様へも鯉二令進献候、御賞翫可忝候、其元珍布御沙汰候ハ、可被仰聞候、已上、

新春之御慶賀、尤不可有尽期候、随而鯉三進上仕候、可然候ハ、御披露奉頼存候、何様罷登御慶可申上候条、其節期面上候、恐惶謹言、

正月五日

片桐市正殿

これは慶長十五年の「草案」であり、新春の慶賀として鯉三を秀頼に進上するので、その披露を且元に依頼する内容である。改年の慶賀については⑬があるが、進物の内容が一致しない。また⑭は太刀一腰・馬代黄金十両、蠟燭五百挺と高額であるのに対し、慶長十五年の場合は鯉三であり、明らかに軽い進物となっている。これは右の本文にあるように、至鎮はいずれ大坂城に登城して秀頼に直接慶賀を述べ、その際に相応の進物を送ることが想定されていたからだろう。逆に⑮の場合は、本来は大坂城に登城して慶賀を述べるべきところ、子細があつて大坂に上ることができず、進物の献上が三月にずれ込み、結果として使者にて進上したため、秀頼黒印内書が発給されたと考ええておきたい。要するに、蜂須賀家では大坂城の秀頼のもとに

出向いて年頭の礼を行うことを基本としていたのではないか、ということである。これを逆にみれば、年頭儀礼に黒印内書が発給されるのはイレギュラーなことだったともいえよう。

さらにいえば、「草案」にある鯉三の進物に対する秀頼黒印内書が発給されたと思われるが、それが蜂須賀家文書に伝来していないとすれば、現在残る一七通の内書は、豊臣秀頼が発給した内書のすべてが伝来したものとは考えにくい。蜂須賀家に対する秀頼発給文書は一七通に限らなかった、とみなすことが可能となるのではないだろうか。

他方、三季内書のうち、端午は帷子三、重陽・歳暮は各呉服三宛で固定化しているようにみえる。これは平均的な国持大名から秀頼への進物の額であるといつてよい。しかも、秀吉に対しては、端午は帷子・生絹二、重陽は呉服一、歳暮は呉服・小袖一、三が送られているので(『三鬼目録』)、各三宛というのは決して少ない数ではない。ただし、至鎮は慶長期に將軍徳川秀忠に対して端午は帷子五、重陽・歳暮は小袖五を送っているの、秀頼よりも秀忠に対して進物を多く送っていたことがわかる。

なお、三季内書に関しては、「草案」には一切書状が写されていない。これは三季の贈答儀礼がルーティン化していたために、あえて「草案」に書状案文を写す必要性がなかったためと考ええておく。このことは、「草案」で確認できる秀頼に対する

贈答儀礼の書状案文が、鶴献上や病気見舞いなど時々の状況に応じて発給された内容であることから推測できる。

なお、蜂須賀では隠居した家政（蓬庵）も秀頼に鶴を進上した書状が伝来している^⑤。家政は慶長十九年の秀吉十七回忌あたり、阿波国勝浦郡中田村（小松島市）に豊国神社を建立するなど、豊臣家に対する尊崇の念を持ち続けていた^⑥。徳川家から本妻を迎え、関ヶ原合戦では家康方に参陣した至鎮としては複雑な思いであつたろうが、慶長期の蜂須賀家は豊臣家に対する礼節を保ち続けていたといえよう。

2. 神戸大学文学部日本史研究室所蔵中川家文書

〔史料釈文〕

一三〇 五月三日付豊臣秀頼黒印内書

為端午祝儀

単物二到来令

祝着候猶片桐市正

可申候謹言

五月三日（黒印）

中川修理大夫殿

一三一 五月三日付豊臣秀頼黒印内書

為端午祝儀

帷子二内単物

到来令祝着候

猶片桐市正可

申候謹言

五月三日

中川修理大夫とのへ

一三八 十二月二十三日付豊臣秀頼黒印内書

為歳暮祝儀

呉服二到来

遠路喜悅候猶

片桐市正可申候

謹言

極月廿三日（黒印）

中川内膳正とのへ

一三九 五月一日付豊臣秀頼黒印内書

為端午祝儀

単物二到来遠

路令祝着候

猶片桐市正可

申候謹言

五月朔日 (黒印)

中川内膳正殿

一四一 九月五日付豊臣秀頼黒印内書

為重陽之祝

儀呉服老重

到来祝着候

猶片桐主膳正

可申候謹言

九月五日 (黒印)

中川内膳正殿

〔解説〕

神戸大学文学部日本史研究室所蔵中川家文書には、豊臣秀頼発給黒印内書五通が伝来する。史料集としては神戸大学文学部日本史研究室編『中川家文書』(臨川書店、一九八七年)が刊行されている。文書番号は同書で付与された番号を用いた。

文書の宛所は、中川修理大夫(秀成)宛が二通、中川内膳正(久盛)宛が三通の計五通である。秀成は豊臣秀吉に仕え、兄秀政が文禄二年(一五九三)に没したため、その遺領播磨三木城を継ぐが、すぐに豊後岡六万六千石に移された。翌三年、従

五位下修理大夫に叙任され、慶長十七年(一六一二)八月十四日に没した。その後を継ぐ久盛は、慶長十三年に従五位下内膳正に叙任され、承応二年(一六三五)三月十八日に没した。したがって、秀成宛の一三〇号、一三一号文書は慶長十七年までの発給であり、逆に久盛宛の一三八号、一三九号、一四一号文書は慶長十七年九月以降から同十九年九月頃までの発給である可能性が高い。

秀頼黒印内書のうち、一三〇号文書は「豊臣家ヨリ御頂戴 秀政公・秀成公御内書 十六通」と上書された袋、一三一号文書は「豊臣家ヨリ秀成公御頂戴 御内書拾式通」と上書された袋、一三八・一三九・一四一号文書は「久盛公御頂戴 御内書十九通」と上書された袋に入れられて保管されていた。袋に記された点数と入れられていた文書の点数が一致していないため、原文書が失われたり、途中で中身が入れ替えられたりした可能性もあるが、秀頼発給文書はいずれも「御内書」と認識され、袋に入れられて保管されていた点は確認してよいだろう。

内容は、端午が三通、重陽が一通、歳暮が一通で、進物は蜂須賀家より額が少ない。書札礼も蜂須賀家に比べると薄礼である。さらに、秀成より久盛の方の薄礼化が進むといえよう。とくに一四一号文書は進物が呉服一重に減じている。中川久盛の豊臣家に対する贈答儀礼の薄礼化がうかがえる。それへの返礼状で丁寧語の「令」を欠いて単に「祝着候」となっているのは、

秀頼側の書札礼の薄礼化にみえなくもないが、蜂須賀家文書^⑬にも「令」を欠く文書があり、より多くの事例とあわせて考えることが必要なので、今後の検討に委ねることにしたい。

(以下、次号に続く)

注

- (1) 井上安代『豊臣秀頼』(自家版、一九九二年)、同『豊臣秀頼年譜補遺』(自家版、一九九四年)。福田千鶴『豊臣秀頼研究序説』(三鬼清一郎編『織豊期の政治構造』、吉川弘文館、二〇〇〇年)。
- (2) 朝尾直弘『幕藩制と天皇』(『体系日本国家史』3、東京大学出版会、一九七五年、のちに『將軍権力の創出』、岩波書店、一九九四年に所収)。
- (3) 笠谷和比古『近世武家社会の政治構造』(吉川弘文館、一九九三年)、同『関ヶ原合戦と近世の国制』(思文閣出版、二〇〇〇年)。
- (4) 藤井讓治『徳川將軍家領知宛行制の研究』(思文閣出版、二〇〇八年)、『天下人の時代』日本近世の歴史1(吉川弘文館、二〇一一年)、同『天皇と天下人』天皇の歴史05(講談社、二〇一一年)など。
- (5) 森田恭二『悲劇のヒーロー 豊臣秀頼』(和泉書院、二〇〇五年)。
- (6) 曾根勇二『片桐且元』人物叢書二二八(吉川弘文館、二〇〇一年)、同『近世国家の形成と戦争体制』(校倉書房、二〇〇四年)、同『秀吉・家康政権の政治経済構造』(校倉書房、二〇〇八年)、同『大坂の陣と豊臣秀頼』敗者の日本史13(吉川弘文館、二〇一三年)。白峯旬『豊臣の

城・徳川の城―戦争・政治と城郭』(校倉書房、二〇〇三年)など。

(7) 秀頼衆については、福田千鶴『江戸時代の武家社会―公儀・鷹場・史料論―』(校倉書房、二〇〇五年)。

(8) 三鬼清一郎編『豊臣秀吉文書目録』(名古屋大学文学部、一九八九年)、同編『豊臣秀吉文書目録(補遺1)』(名古屋大学文学部、一九九六年)。

(9) 有光友學編『戦国期 印章・印判状の研究』(岩田書院、二〇〇六年)。

(10) 高橋修『近世に於ける御内書についての研究』(『古文书学研究』43、一九九六年)。

(11) 筆者の内書に対する考え方は、拙論『御内書』の史料学的研究の試み(『史料館研究紀要』31、二〇〇〇年)で示した通りである。発給者自身が「内書」と称し、あるいは保管者が「内書」と記した事例などが散見されるから、「御」は「内書」という名詞に付けられた敬称であり、学問上は特別な理由がない限り敬称付与は避けるべきと考える。ただし、敬称を付けた名称の使用が避けられない場合もあるから、御内書という史料用語の使用を全く否定してはならない。筆者の意図は、御内書を古文书学的名称として採用するのであれば、奉書にも「御」を付けて御奉書とすべきであり、奉書を単に奉書として名称付与するのであれば、御内書も「御」を外して内書とし、奉書を老中奉書として名称付与するのであれば將軍内書などと名称付与することで、名称付与における法則性を明確にする必要を提起するところにある。学問的な体系性を視野に入れた名称付与方法の確立が、近世古文书学には必要である。なお、拙論以降の内書に関する研究については、対馬宗

家を分析した東昇氏の研究(「対馬藩の御内書・老中奉書の管理について―文書箱と「年寄中預御書物長持入日記」―『東風西声』2、二〇〇六年、「対馬藩の御内書、老中奉書の選別―18世紀後期における文書管理の転換―」『アーカイブズ学研究』7、二〇〇七年、「対馬藩の文書管理の変遷―御内書、老中奉書を中心に―」国文学研究資料館編『藩政アーカイブズの研究』、岩田書院、二〇〇八年)、兼平賢治「藩主御内書」の基礎的研究―盛岡藩主発給「御内書」を例に―(『日本史研究』六〇五、二〇一三年)をあげておく。とくに兼平論文は大名発給文書が家臣に「御内書」として受給され、書札礼の有り方や文書を受給する空間の差などが家格形成に果たした役割を明らかにしている。

(12) ただし、前掲高橋修論文では、蜂須賀家文書に伝来する内書を総合的に分析するなかで、豊臣秀頼発給黒印内書一七通について取り上げている。

(13) 『藩世界と公儀―九州地方を中心に―』(二〇〇五年～二〇〇七年度科学研究費補助金基盤研究(B)研究成果報告書、課題番号17320105、研究代表者深谷克己)に第一冊から第七冊までが翻刻紹介されている。「草案」の史料性格については、三宅正浩「蜂須賀家文書「草案」の構成と伝来」(『アーカイブズ学研究』三、二〇〇五年)。

(14) 逆に秀頼の書札礼が薄札から厚札に変化したと仮定すれば、②から⑭の文書は慶長十七年九月から同十九年九月頃までの約二年間に発給されたことになるが、その間に端午内書四通、重陽・歳暮各三通宛を発

給することはできない。

(15) 『思文閣古書資料目録』一五九、一九九八年五月、二二二頁。

(16) 『特別展蜂須賀三代 正勝・家政・至鎮―二五万石の礎―』(徳島市立徳島城博物館、二〇一〇年)。

(17) 神戸大学図書館のデジタルアーカイブズを利用して、写真を入力した。この場を借りてお礼申し上げたい。なお、筆者は二〇一二年五月二十四日にアクセスして右の作業を行ったが、現在は公開されていないようである。

(付記)

本研究は、JSPS科研費25370813の助成を受けたものです。

表1 蜂須賀家文書

日付	判	目的	進物	行数	悦び文言	奉者	書止	宛名	殿高さ	横	縦	番号
九月六日	黒印	重陽	呉服三	五	嘉例之儀合祝着候	片桐市正	謹言	蜂須賀阿波守	I	四五五	六二七	②
九月六日	黒印	重陽	呉服三	六	遠路懇意之至合祝着候	片桐市正	謹言	蜂須賀阿波守	I	四六〇	六二七	④
九月十八日	黒印	鷹	鶴二居	四	別而自愛此事候	片桐市正	謹言	蜂須賀阿波守	I	四六八	六六六	⑥
四月廿八日	黒印	端午	帷子三	四	令祝着候	片桐市正	謹言	蜂須賀阿波守	I	四六七	六六五	⑪
十二月十一日	黒印	歳暮	呉服三	四	令祝着候	片桐市正	謹言	蜂須賀阿波守	I	四五八	六二〇	⑭
十二月廿六日	黒印	歳暮	呉服三	四	令祝着候	片桐市正	謹言	蜂須賀阿波守	I	四六八	六六二	⑮
九月廿五日	黒印	鷹	初鷹二居	六	珍敷自愛此事候	片桐主膳正	謹言	蜂須賀阿波守	I	四六〇	六二六	⑦
三月十四日	黒印	改年	太刀一腰馬代黄金十両・蠟燭五百	六	令祝着候	片桐市正	謹言	蜂須賀阿波守	I	四六三	六五四	⑰
五月二日	黒印	端午	帷子三	四	令祝着候	片桐市正	謹言	蜂須賀阿波守	I	四六五	六五九	⑨
五月三日	黒印	端午	帷子三	五	如嘉例到来合祝着候	片桐市正	謹言	蜂須賀阿波守	I	四六〇	六六二	⑩
九月六日	黒印	重陽	呉服三	五	遠路合祝着候	片桐主膳正	謹言	蜂須賀阿波守	I	四五六	六一八	③
九月十一日	黒印	鷹	初鶴二居・塩鮎千	六	別而自愛此事候・令祝着候	片桐市正	謹言	蜂須賀阿波守	I	四五六	六二二	⑤
十二月十九日	黒印	歳暮	呉服三	五	祝着候	片桐市正	謹言	蜂須賀阿波守	I	四六三	六五四	⑬
二月一日	黒印	鷹	鶴	五	一入合祝着候	片桐市正	謹言	蜂須賀阿波守	I	四七二	六五七	⑯
九月四日	黒印	鷹	鶴二居	五	遥々懇志合祝着候	片桐市正	謹言	蜂須賀阿波守	III	四六〇	六二六	⑧
四月廿五日	黒印	端午	帷子一単物二	五	令祝着候	片桐市正	謹言	蜂須賀阿波守	III	四六七	六五八	⑫
五月十日	黒印	見廻	使者并鮎之酢五桶	四	令祝着候	片桐市正	謹言	蜂須賀阿波守	IV	四六八	六六三	①

(注1) 配列は殿I→IV、高さa→d、日付の順で並べた。

(注2) 横・縦の寸法はmm。

表2 中川家文書

日付	判	目的	進物	行数	悦び文言	奉者	書止	宛名	殿高さ	横	縦	番号
五月三日	黒印	端午	単物二	四	令祝着候	片桐市正	謹言	中川修理大夫	II	四六二	六五七	一三〇
五月三日	黒印	端午	帷子二	五	令祝着候	片桐市正	謹言	中川修理大夫	IV	四六七	六六六	一三一
十二月廿三日	黒印	歳暮	呉服二	五	遠路喜祝候	片桐市正	謹言	中川内膳正	IV	四五七	六三〇	一三八
五月一日	黒印	端午	単物二	五	遠路合祝着候	片桐市正	謹言	中川内膳正	IV	四六一	六六〇	一三九
九月五日	黒印	重陽	呉服一	五	祝着候	片桐主膳正	謹言	中川内膳正	IV	四六五	六六一	一四一

(注1) 配列は番号順。(注2) 横・縦の寸法はmm。『中川家文書』の採寸に依拠した。